

## 2 - 3 青色申告者

## (1) 所得階級別人員

階級区分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	728	92	205	1,025
100万円 "	1,535	125	298	1,958
150万円 "	3,695	570	1,533	5,798
200万円 "	4,566	917	2,407	7,890
250万円 "	4,434	1,080	2,856	8,370
300万円 "	3,952	1,196	2,634	7,782
400万円 "	5,574	2,164	4,577	12,315
500万円 "	3,578	1,600	3,617	8,795
600万円 "	1,924	1,041	2,827	5,792
700万円 "	1,165	671	2,292	4,128
800万円 "	760	336	1,745	2,841
1,000万円 "	887	395	2,380	3,662
1,200万円 "	460	190	1,444	2,094
1,500万円 "	462	83	1,341	1,886
2,000万円 "	497	43	1,253	1,793
3,000万円 "	448	20	1,175	1,643
5,000万円 "	317	6	902	1,225
5,000万円超	182	3	426	611
<b>合 計</b>	<b>35,164</b>	<b>10,532</b>	<b>33,912</b>	<b>79,608</b>

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成17年3月31日の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：「青色申告」とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をしてこれに基づいた正確な申告適正な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行う者であり、青色申告をした者には税額計算上種々の特典がある。